

公益財団法人ふるさと島根定住財団スタッフ 採用試験受験案内 (有期嘱託職員・石見勤務)

公益財団法人ふるさと島根定住財団では、令和8年8月から勤務いただくスタッフ（有期嘱託職員）を募集します。ふるさと島根定住財団は平成4年に設立し、若年者の県内就職促進や県外からのUターンIターンの促進、活力と魅力ある地域づくりの促進など、県内定住を目指した取り組みを行っている島根県出資の団体です。

1. 試験区分、職種、採用人数及び職務内容

区分	職種 (任期)【採用人数】 勤務地	主な職務内容
石見	スタッフ (2年8か月)【1名】 石見事務所(浜田市)勤務	<p>島根県へのU Iターン支援や地域活動支援に関する業務を担当していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・U Iターン者が島根の産業を体験する「しまね産業体験事業」 ・U Iターン希望者への移住相談対応「無料職業紹介事業」 ・その他U Iターン支援事業に関する業務 ・地域活性化につながる活動 ・都市部の方などが県内地域と多様な関わりを持つ取組み（関係人口）を支援する事業「しまっち！」等 <p>※職員間で情報共有や意見交換を行い、互いにフォローしながら、行政や関係機関と連携して業務を進めています。 ※石見9市町を地区割し、主担当・副担当を付けて担当しています。</p>

2. 受験資格

- (1) 年齢、学歴に関して制限はありません。
- (2) 普通自動車運転免許（A T限定可）及びこれと同等以上の免許を持っていること。
(採用時までには取得見込みの方も可とします。)
- (3) 次の項目に該当する者は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられた者
 - ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 主な勤務条件等

就業形態	有期嘱託職員
雇用期間	<p>令和8年8月1日から令和11年3月31日まで（2年8か月間）</p> <p>※採用日は採用候補者の事情を考慮する場合があります。</p> <p>※任期付きの職員募集ですが、地域づくりや人材支援に関する幅広い実務経験を積むことができます。また、行政や地域団体、企業など多様な関係者と関わる中で、幅広いネットワークを築くことができます。</p>

雇用期間の更新	更新はありません。(任期満了時に採用試験がある場合の再受験は可能)
勤務時間	基本勤務時間：8：30～17：15（休憩時間60分） ※時差出勤制度があります（以下4つの勤務から1か月単位の指定が可能） 勤務A：8：00～16：45 勤務B：8：30～17：15（基本勤務） 勤務C：9：00～17：45 勤務D：9：30～18：15
勤務日数	1か月あたり20日間 ※月の平日数が20日を超える場合は、超過する日数について「勤務を要しない日」としてお休みとなります。
給料	月額212,417円～232,312円 (例)採用時39～41歳で223,130円
手当等	通勤手当、時間外手当 賞与(財団規則に基づき6月、12月に支給。前年度実績：2.5か月分)
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始 ※相談業務・イベント等により休日出勤あり(振替休日あり)
主な有給休暇	年次有給休暇(令和8年度：最大14日、令和9年度～：20日)、 夏季休暇(4日)、子の看護等休暇、特別休暇
加入保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

※その他の勤務条件等については、当財団の就業規則等に基づきます。

4. 試験内容

試験項目	内 容
書類選考	申込書類による選考
作文試験	課題に対する理解力、思考力、表現力等についての試験
面接試験	人物についての個別面接による試験

※試験の結果を基に、職務に有用な資格、スキル(技術・能力)、経歴(関連業務に従事した経験等)等の評価を含め、総合的に判定し合格者を決定します。

4. 試験の日時、場所、合格発表

試験項目	時間	場所	合格発表
書類選考	—	—	当財団に申込書類が到着後、2週間以内に、合否を郵送(投函) ※合格者には受験票を送付
作文試験	同日に実施	浜田市内	試験日から5営業日以内に、合否を郵送(投函)
面接試験	※日時は書類選考合格者に別途通知		

5. 受験申し込み

(1) 提出書類

- ①受験申込書1部（別添様式 当財団サイト <https://www.teiju.or.jp> からダウンロードできます。）
 - ②履歴書（厚生労働省様式例に準ずるもので顔写真を貼付すること）1部
 - ③職務経歴書（職務経験がある方）1部
- ※提出されました書類は試験終了後、当財団の責任において廃棄します。

(2) 申込先

上記提出書類を以下提出先まで直接持参するか郵送（簡易書留）により提出してください。

【書類提出先】 〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階
公益財団法人ふるさと島根定住財団 総務課あて

6. 最終合格発表

作文試験・面接試験の結果については、試験日から5営業日以内に受験者（棄権者を除く）に対して、当財団から郵送（投函）します。

7. 試験結果の開示

試験の結果については、公益財団法人ふるさと島根定住財団個人情報保護規程第19条の規定により、口頭による開示の請求をすることができます。口頭による開示の請求は、受験者本人（代理人は不可）が「顔写真付きの身分証明書」（注）をお持ちの上、下記開示場所で行ってください。（電話は不可）

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
受験者本人 (棄権者除く)	本人の得点及び順位	合格発表の日（結果通知 発送の日）から1か月間	受験申込書提出先 (財団松江事務局)

(注)「顔写真付きの身分証明書」の例：運転免許証、学生証、旅券等

8. 本試験に関するお問い合わせ先

〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階
公益財団法人ふるさと島根定住財団 総務課 坂本・加納
TEL：0852-28-0690 Eメール：shimane@teiju.or.jp